相続 手続費用は不動産の個数及び不動産の価額により異なります。 相続する不動産が土地と建物の場合で、土地の価額が2,000万円で建物の価額が1,000万の場合

指机的分子的重要,上地C建物的场台上、上地的画像为·2,000分子上			
手 続 内	容	登録免許税等	報酬
相続登記		120,000円 不動産価額の0.4%	
		1 到圧 領(0)(0.470	40,0001 1
戸籍謄本等 取り寄せ	න	10,000円程(※)	3000円
評価証明書 取得	の	2,000円程(※)	1000円
遺産分割協 書の作成	議		20,000円
相続関係説図(家系図)			
作成			10,000円
登記事項証	明		
書の取得		2,000円	2,000円
郵送費		5,000円	

※戸籍謄本等の取り寄せ及び評価証明書の取得に関する費用については通数により異なります。

公正証書遺言作成 相続する不動産が土地と建物の場合で、土地の価額が3,000万円で建物の価額が1,000万の場合

11111111		
	登録免許税等	報 酬
		98,000円~
	29,000円~	(証人1人の手数料を含みます)

※戸籍謄本等の取り寄せ及び評価証明書の取得が必要となります。

売買、生前贈与登記 +地の価額を1,000万円とした場合

	登録免許税等	報		
	200,000円~		68,000円~	

※税務申告が必要な場合、相続資産税に長けた税理士をご紹介しています。

所有権保存登記 建物の価額を1,000万円とした場合

X 133 - 1 1 1 1 X C	登録免許税等	報	En l
	40,000円~		30,000円~

抵当権抹消登記(住宅ローンの完済) 建物1筆、土地1筆とした場合

注101年、工地	半こした物口		
	登録免許税等	報	EM .
	2,000円~(不動産の個数*1000円)		15,000円~

※住所変更登記などが必要な場合があります。

抵当権設定登記

債権額1,000万円とした場合

登録免許税等	
40,000円	38,000円~

氏名、住所の変更登記

登録免許税等	報酬
2,000円~(不動産の個数*1000円)	15,000円~

成年後見申請書作成

	登録免許税等	報酬
申請書作成	9,000円程度	85,000円~
家庭裁判所への同行		15,000円

※財産額等に応じてお見積もりいたします。

債務整理、過払い金の返還

	登録免許税等	報酬		
過払い返還	取戻し額によります。	取戾	し額の20%	
任意整理		1社あたり	20,000円~	

※業務は書類作成及び簡易裁判所代理権の範囲に限ります。

上記の他下記費用が必要です

手続き	登録免許税等	報酬
登記簿取得	700円~(不動産の個数*700円)	1,000円~(不動産の個数*1,000円)